

## 板倉町の給与・定員管理等について

### 1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

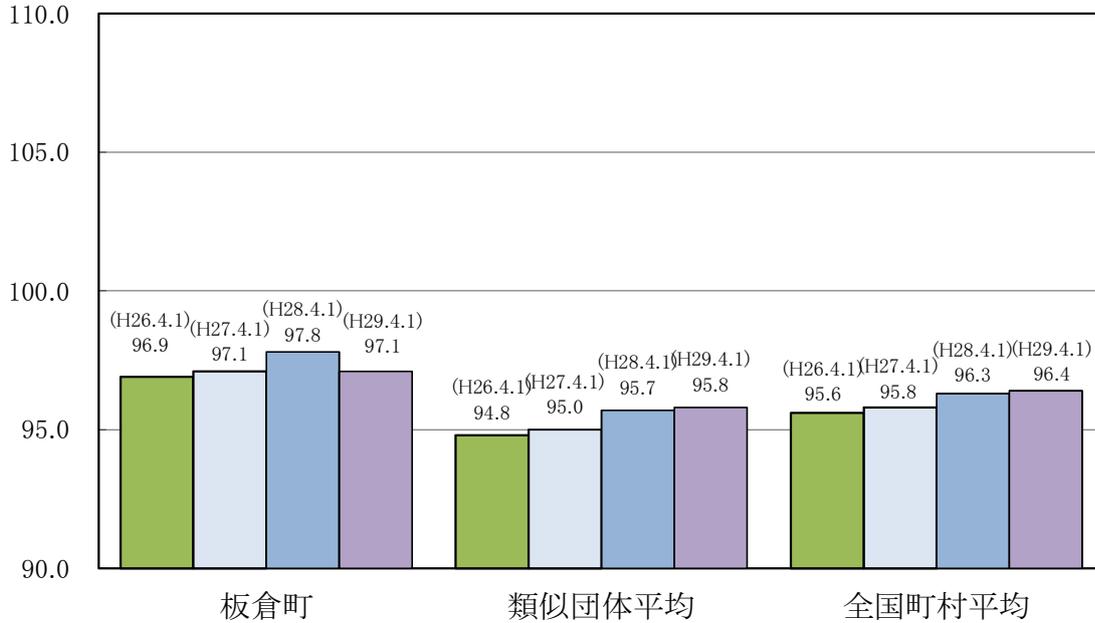
区 分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 15,031	千円 6,243,376	千円 580,537	千円 1,054,464	% 16.9	% 19.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 128	千円 464,467	千円 254,617	千円 176,608	千円 719,084	千円 5,618	千円 5,590

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

非該当

(4) 給与改定の状況

板倉町には人事委員会設置義務がないため、この欄は空欄です。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
28年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.15

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ  
イレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
28年度	月	月	月	月	月	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」  
は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日  
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。  
激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準で支給対象地域外のため、地域手当の支給なし。

③その他の見直し内容

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
板倉町	40.7 歳	295,200 円	346,380 円	325,138 円
群馬県	43.7 歳	339,000 円	409,007 円	371,298 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	41.8 歳	305,019 円	350,984 円	330,200 円

### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
板倉町	50.3歳	3人	281,200 円	303,400 円	297,867 円	—	—	—	—
うち	自動車運転手	— 歳 — 人	— 円	— 円	— 円	営業用バス運転者	50.0歳	336,500 円	—
	用務員	— 歳 — 人	— 円	— 円	— 円	用務員	55.1歳	207,300 円	—
	その他	— 歳 — 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
群馬県	51.9歳	85人	341,200 円	370,091 円	361,514 円	—	—	—	—
国	50.6歳	2,722人	28,683 円	—	328,360 円	—	—	—	—
類似団体	49.5歳	10人	282,555 円	307,288 円	295,055 円	—	—	—	—

区分	参 考			
	年収ベース(試算値)の比較			
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D	
板倉町	—	—	—	
うち	自動車運転手	— 円	— 円	—
	用務員	— 円	— 円	—
	その他	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成26～28年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
板倉町	- 歳	- 円	- 円
群馬県	44.3 歳	373,100 円	415,371 円
類似団体	38.8 歳	276,753 円	310,212 円

②、③については、該当職員が1名の部分については、個人の特定を避けるため、公表しない。

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(29年4月1日現在)

区 分		板倉町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	183,300 円	178,200 円
	高校卒	146,100 円	149,400 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	146,100 円	145,000 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

平成30年3月に、平成29年4月に遡及して額の改定をしているが、国が改定前の額を掲示しているため、それにならっている。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(29年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	- 円	- 円	365,360 円	392,779 円
	短大卒	- 円	302,033 円	353,000 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

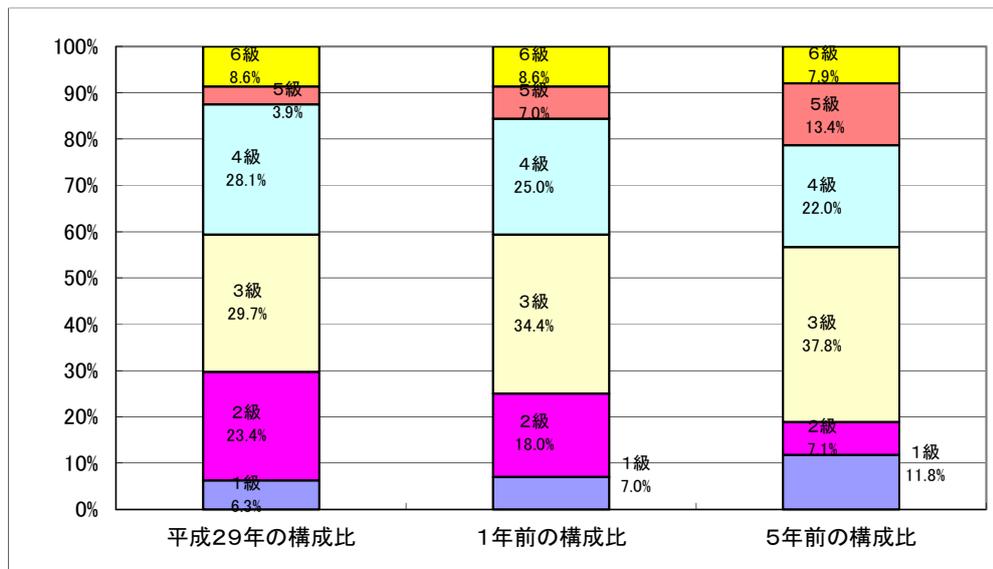
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	主幹の職務	11人	8.6%	318,500円	409,800円
5級	副主幹の職務	5人	3.9%	288,000円	392,600円
4級	主査の職務	36人	28.1%	262,000円	380,600円
3級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	38人	29.7%	228,900円	349,600円
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	30人	23.4%	192,700円	303,800円
1級	定型的な業務を行う職務	8人	6.3%	142,600円	247,100円

(注) 1 板倉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

給料月額については、平成30年3月に改定した額としている。（平成29年4月に遡及）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（板倉町）

平成29年4月2日から平成30年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
	昇級可能な区分	昇級実績がある区分	昇級可能な区分	昇級実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇級区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

板倉町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,384 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,795 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.7 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.8 )月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.7 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.8 )月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.7 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.8 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（板倉町）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期	未定		未定	

##### (2) 退職手当（29年4月1日現在）

板倉町			国		
(支給率) 自己都合 29.145 月分	応募認定・定年 25.55625月分		(支給率) 自己都合 29.145 月分	応募認定・定年 25.55625月分	
勤続20年 29.145 月分	34.5825月分		勤続20年 29.145 月分	34.5825月分	
勤続25年 29.145 月分	49.59月分		勤続25年 29.145 月分	49.59月分	
勤続35年 41.325 月分	49.59月分		勤続35年 41.325 月分	49.59月分	
最高限度額 49.59 月分	49.59月分		最高限度額 49.59 月分	49.59月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2～45%) (退職時特別昇給 なし )			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額 17,155 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)		-		
		-		

(注) 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数。  
(補正前のラスパイレズ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

## (4) 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)		1,799 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		40 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		31.0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫作業手当	担当職員	感染症等防疫作業	0円	日額 1,000円
行旅死亡人取扱作業手当	担当職員	行旅死亡人の取扱作業	0円	日額 1,000円
災害応急作業等手当	担当職員	邑楽東部第1排水機場 での排水作業及び関係 河川等の巡回調査	1,799千円	平日 17:30～22:00及び 05:00～08:30 3,110円/h 22:00～05:00 3,732円/h 休日 05:00～22:00 3,359円/h 22:00～05:00 3,981円/h

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	26,100 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	300 千円
支給実績(27年度決算)	17,552 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	204 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	【扶養家族がいる場合】 配偶者 月額8,000円 子 月額10,000円 それ以外 月額6,500円 子の加算他特例有り	同		11,333 千円	218 円
住居手当	【借家・借間の場合】 家賃が月額12,000円を超える場合、家賃の額に応じ月額27,000円を限度に支給	同		6,650 千円	277 円
通勤手当	【自動車等利用】 通勤距離に応じ支給 2kmから該当 (2,000円～24,500円) 【公共交通機関利用】 6か月定期などの価格 に応じ支給	同		5,583 千円	59 円
管理職手当	【課長級】定額 62,300円 【課長補佐級】 定額 49,600円 【係長級】定額 45,000円	異	職責により 独自の額を 設定	25,248 千円	587 円
当直手当	【当直勤務を行った 職員】 勤務の態様に応じ、 勤務1回につき2,100円 または4,200円	同		1,296 千円	19 円

## 5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	556,500	円	(参考)類似団体における最高/最低額 847,000 円 / 556,500 円		
	( 795,000 円 )					
報 酬	副 町 長	514,400	円	679,000 円 / 514,400 円		
	( 643,000 円 )					
報 酬	議 長	323,000	円	345,000 円 / 256,000 円		
	( - 円 )					
	副 議 長	245,000	円	280,000 円 / 213,400 円		
	( - 円 )					
報 酬	議 員	222,000	円	250,000 円 / 195,000 円		
	( - 円 )					
	市 区 町 村 長	(28年度支給割合)				
	副 市 町 村 長	4.3	月 分			
期 末 手 当	議 長	(28年度支給割合)				
	副 議 長	4.3	月 分			
	議 員					
	備 考					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 町 村 長	556.5千円×在職年数×520/100	11,575,200 円	任期ごと		
	備 考	514.4千円×在職年数×300/100	6,172,800 円	任期ごと		
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

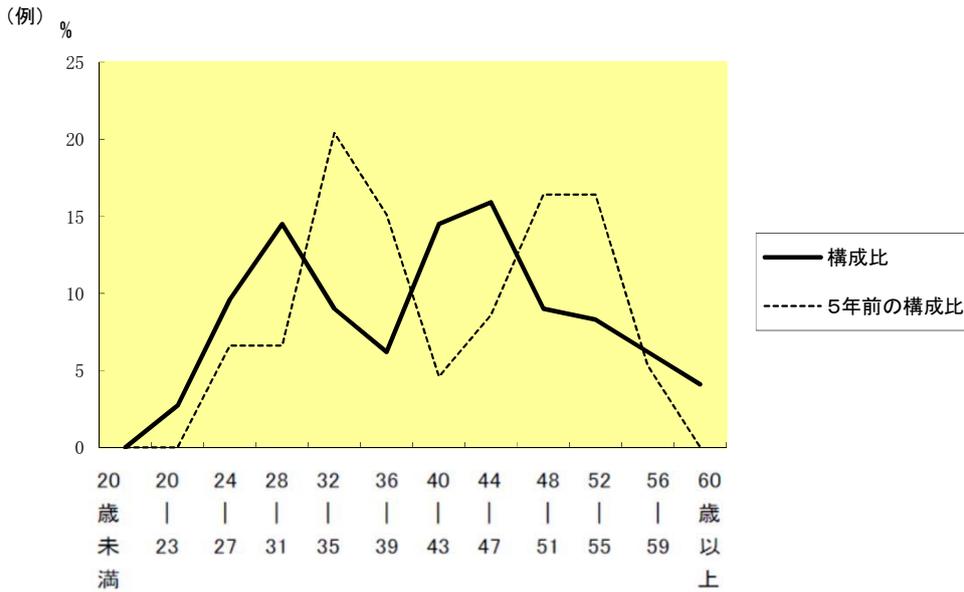
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	長期休職職員の総務課付け、合併対策業務増 退職職員の欠員不補充 児童福祉関係業務の増 退職職員の欠員不補充
		総務	36	32	4	
		税務	12	13	▲1	
		民生	25	24	1	
		衛生	9	10	▲1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	11	11	0	
		商工	4	4	0	
		土木	11	11	0	
	計	110	107	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.18 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.26 人)	
教育部門	21	21	0			
消防部門						
小 計	131	128	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.15 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 106.63 人)		
公 営 企 業 計 等 部	下水道	3	3	0		
	その他	11	11	0		
	小 計	14	14	0		
合 計	145	142	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.47 人		
		[ 165 ]	[ 165 ]	[ ▲15 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	14人	21人	13人	9人	21人	23人	13人	12人	6人	9人	145人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	111	109	106	108	107	110	▲1(▲0.9%)
教育	22	21	21	21	21	21	▲1(▲4.5%)
消防	0	0	0	0	0	0	-
普通会計計	133	130	127	129	128	131	▲2(▲1.5%)
公営企業等会計計	16	16	16	16	14	14	▲2(▲12.5%)
総合計	149	146	143	145	142	145	▲4(▲2.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

水道事業については、平成28年4月1日に3市5町(太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)にて統合され、「群馬県東部水道企業団」へと移行しています。